

UNFCCC JI テクニカルワークショップ 参加報告書

2011年10月4日

社団法人海外環境協力センター（OECC）

UNFCCC JI テクニカルワークショップ 概要

日時 : 2011年9月12日（月）
場所 : President Hotel（ドイツ・ボン）
参加者 : ロシア、ウクライナ、ベラルーシ政府、国際機関、UNFCCC JI 事務局等

議題 : セッション1-2 - JI ガイドラインについて
セッション3 - 資金運営体制について
セッション4 - ベースライン設定・モニタリング基準ガイドラインについて

セッション1-2 : JI ガイドラインについて

議長 : Wolfgang Seidel, (JISC 副議長) セッション1
Evgeny Sokolov, (JISC 委員) セッション2

① Governance of the JI mechanism

発表者 : Andrew Howard (UNFCCC 事務局)

➤ JI ガイドラインの改訂案を提示

1) JI ガイドラインの一本化

具体的には、現在トラック1とトラック2の2本立てで行われている承認・登録検証プロセスを、トラック1方式のホスト国によるものに一本化することが提案された。また、その改訂によって国際的制度としての信頼を低下させないためにその承認・登録検証プロセスに対してより厳しい管理システムを構築することなどが合わせて提案された。

2) ホスト国の役割の拡大

各ホスト国政府にJI実施に関してより大きな裁量権を与えることが提案された（これにより、多様なJI方法論が発掘されること、また、これまでトラック1の枠組みによるJI実施が可能でなかった国においてもJIによる削減事業が進むことなどが期待されている）。一方で、JIホスト国に対してより大きな裁量権を与える仕組みとなることから、国別インベントリの早期整備と監視体制の強化も同時に施される必要があるとの提案もなされた。

3) JI ガイドライン改訂の作業スケジュール

今年のCMP7でガイドラインの改訂案に対して承認することをめざし、翌年のCMP8にてその詳

細を承認することをめざす計画が示された（今後、構築される 2013 年以降の国際的な気候変動枠組みの内容に応じて改訂案を調整する必要があるため、あえて 2 年間という時間枠を設けると説明している）。

4) 管理委員会（Governing body）の設置

京都議定書を批准する JI 実施国の代表で構成する管理委員会の設置が提案された。官民共同を想定しており、JI 実施国のほかに、少数（比率は未定）だが途上国および JI 参加企業からも委員を選出する予定。同委員会に与えられる権限は、JI プロジェクト評価そのものに関わるものではなく、評価作業を監視するものになる見通し。

5) 資金源の拡大

資金面の安定性と持続性を担保しうる体制を整備していくことが制度を維持していくうえで必須であるとしたうえで、JI 認定および ERU 発行手続きに対して徴収する費用と、JI 登録手続きに際して徴収される費用¹をバランスよく見直していくことを検討することが示された。

② JI Guidelines Revision Feedback

発表者： Natalie Kushko（ウクライナ環境投資庁〈同国の JI 指定担当機関（DFP）〉）

➤ 「改訂案は不明確な部分が多い」と指摘

主に、改訂案に記された言葉の定義や内容があいまいであると思われる部分について指摘がなされた。例えば、改訂作業を CMP7 と CMP8 の二段階に分けて実施するとした部分について、各工程の作業範囲が明確となっていないために、それが果たして実効性のあるものかどうか評価できないとの意見が示された。

③ JIAG's view on JI in a new agreement

発表者： Lennard de Klerk（The Joint Implementation Action Group（JIAG）代表）

➤ JI ガイドラインの一本化を支持

その理由として、トラック 1 プロセスによる実施のほうが、コストが割安であること、承認却下のリスクが少ないこと、AIE の承認資格停止の際のプロジェクト遅延リスクがないことなどにより、トラック 2 プロセスによる JI 実施は今後も進まない可能性が高いとの見方が挙げられた（2011 年 6 月時点でトラック 1 プロセスによる JI 実施数は 262 件。一方、トラック 2 のそれは 30 件にとどまる）。また、資金面の安定性担保について、改訂が検討されている認定およびクレジット発行に伴う課金と、JI プロジェクト登録手続きの際の課金をうまく活用する必要があると指摘がなされた。

¹ Track1 プロセスの JI 登録手続きに際しては、JISC24〈2011 年 3 月〉において下記の費用徴収が決定されている。

- 大規模プロジェクト案件：20,000 米ドル

- 小規模プロジェクト案件：3,000 米ドル

④ Governance of the JI mechanism

発表者： Andrew Howard (UNFCCC 事務局)

➤ 次期枠組みへの移行に向けた課題を提示

次期枠組み開始までに政策の空白期間が起こることが想定されるなかで、この空白期間の問題は、政治問題であり、政策的な問題ではないとして、JISC の対応としては、CMP7 において、京都議定書に定められるように、JI 活動（登録や検証）がその期間も停止することはないことを公の場で示していく必要があるとの考えが示された。

ただ、次期枠組みにおける各国の削減目標が決定しなければ AAU の割当もなされないことから、その期間は JI による削減が ERU として発行できない事態が予想されていることも併せて示された。

⑤ Proposals for CMP7

発表者： Andrei Marcu (Mercuria <ERU トレーディング企業>)

➤ JI ガイドライン改訂に対して

JI ガイドラインの改訂とは、既存のものを改訂するという考え方でなく、既存の JI 制度に変わる新たな枠組みを一から作ることであり、全体的に機能したガイドラインが作られることはないとの意見が示された。

セッション 3 : 資金運営体制について

議長： Benoit Leguet (JISC 委員)

⑥ Recommendations on Amendments to the Fee Structure for JI Activities

発表者： Vlad Trusca (UNFCCC 事務局)

➤ JI 資金運営体制について 5 つの案を提示

オプション 1 <現状維持>

現時点でもっとも現実的であるとの見方が示される。理由として、財政状況が 2010 年よりは改善してきていること、トラック 2 プロセスによる JI の多くが現在申請段階にあり、近く認証手続きに入ること、これまでに実施されているトラック 1 プロセスによる JI のうち 50% は 2011 年以降に開始したものであること (=トラック 1 による JI 開発が加速してきている) などから、少なくとも 2012 年末までの期間は現体制のままでも JI 運営を維持できる可能性が高いことが挙げられた。

オプション 2 〈トラック 2 改訂〉

JI プロジェクト参加申請手続きにかかる費用のうち返還額に割当てられている比率を引き下げ、新たな基金制度を設立するもの。しかし、これにより、トラック 2 から手続き費用が割安なトラック 1 のプロセスによる開発がより進んでしまう可能性があるとの懸念が示された。

オプション 3 〈トラック 1・2 改訂〉

トラック 1 については、削減検証手続きに支払われる費用を削減規模に応じてトン当たり 15~25 米セントまで引き上げるか、削減量に関わらず均一で 25 米セントまで引き上げる課金基準を設定する。トラック 2 については、大規模 JI の登録申請料を最大 30,000 米ドル、小規模 JI では同 5,000 米ドルまで引き上げる。また、削減見込み量に応じて 5,000 米ドル~30,000 米ドル程度の仲介手数料を徴収することもあわせて検討されている。

オプション 4 〈JI 活動参加国から年会費を徴収〉

JI 活動に参加する付属書 I 国を対象に、均等または UNFCCC 予算の分担率（UNFCCC scale）に応じて、年会費を徴収する。切り替え時期は早くとも第一約束期間（CP1）終了の 1 年前を想定。

オプション 5 〈オプション 2 - 4 の組み合わせ〉

プロジェクト参加者に対して、ERU 発行ごとに費用を徴収する。その管理は、削減実績が確認された後に JI 参加国政府または事務局によってなされるものを想定。

JISC 第 26 回会合において、これら 5 つのオプションのなかから、JI 活動を維持していくためにもっとも安定性のあるオプション案はどれか決定される。

オプションごと（オプション 5 を除く）の財政予測

	オプション 1	オプション 2	オプション 3	オプション 4
	現状維持	トラック 2 改訂	トラック 1・2 改訂	JI 参加国から徴収
トラック 1 による収入 ²	850,000	850,000	1,290,000	0※
トラック 2 による収入 ³	1,250,000	1,330,000	1,500,000	0※
加盟国からの収入 ⁴	0	0	0	2,100,000
年間 JISC 予算	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
バランス	0	80,000	690,000	0

※オプション 4 の場合、トラック 1 及び 2 の収入は廃止

⑦ Proposals on JISC fees

発表者： Denis Prusakov（Global Carbon BV）

² JI トラック 1 実施の年間平均（大規模 JI38 件、小規模 30 件）を基に算出。

³ 登録済みトラック 2 合計数 + 年間総削減見込み量（520 万トン） + 新規 JI 申請数（10 件）を基に算出。

⁴ JI 活動に参加する付属書 I 国

- 「資金運営体制は将来的に改訂が必要」との見方示す

以下、市場参加者の立場からオプションごとに意見が示された。

オプション①（現行維持）：現時点でもっとも現実的な選択だと思われる。ただ、2013年以降はJI活動参加国からの支援が追加的に必要となるのではないかと。

オプション②（トラック2改訂）：第一約束期間中は必要ないのではないかと。現時点でトラック2の数が多いわけでない（＝資金もそれほど確保できない）上に、同プロセスによるJI開発のさらなる停滞につながる可能性がある。

オプション3（トラック1・2改訂）：（同上の理由から）第一期間中の実施の必要性を感じない。

オプション4（JI活動参加国から徴収）：将来的に検討するべき。特に、JIを国策の一つとして実施している国は、今後のJI制度の継続を維持する必要がある。

セッション4：ベースライン設定およびモニタリング基準ガイドラインについて

議長：Carlos Fuller（JISC委員）

⑧ Presentation on the revised guidance

発表者：Lambert Schneider（UNFCCC事務局）

- 「ベースライン設定およびモニタリング基準ガイドライン」の改訂案を提示

提案①

現在JI独自のものとCDM方法論のみを対象としているが、それに新たに類似（Comparable）であると判断されるものについても採用するという記載を追加。類似の定義として、以下4つの基準が設けられた。

1. GHG排出量：排出源や排出量の測定方法などの類似性
2. 地形（Geography）＋時間：ホスト国や開発者タイプ/実施期間の類似性
3. 技術：採用技術の類似性
4. スケール：プロジェクトタイプ（大規模/小規模）/発電能力、生産量および削減量の類似性

提案②

ERUクレジットとして認めるための閾値として、ベースラインより1%以上または2,000トン以上の削減が必要という数値が追記された。

提案③

「Prior Consideration（いつの時期をプロジェクト開始日とするかを明確にした書類を UNFCCC 事務局に提出する規定）」を将来の JI 枠組みに導入する際に、以下 3 つの点が議論点としてまとめられた。

1. 2000 年 1 月以降実施されている JI の prior consideration はホスト国の責任で決定するべきか
2. トラック 2 において、その規定は導入されるべきか
3. もしくは導入されないべきか

⑨ Views of Project Developers

発表者： Morten Sorensen (Core Carbon Group)

➤ 類似 (Comparable) の追加について

新たに類似 (Comparable) であると判断されるものについても採用するという記載を追加することについて、この改訂によってプロジェクトの対象幅が広がる可能性が期待できることから、より多様なプロジェクトが開発されることが期待できるとの意見が示された。

✓ 質疑応答

ガイドライン改訂について、新たに JISC とは別の管理委員会を設立する必要性を問う声が聞かれた一方で、ガイドラインの改訂作業を 2 年で実現するというのは楽観的ではないかという意見や、改訂における作業量に対してかかる費用をどう確保していくのかという意見など、多くは改訂案の内容について反対を示すものではなく、改訂の実現に向けた体制づくりを求めるものであった。このため、ガイドライン改訂案の内容に対して本ワークショップ参加者の多くが概ね支持してるといえる。

以上

(文責：(社) 海外環境協力センター (OECC) 古宮祐子)